

令和7年4月1日より 財務諸表の一部様式が変更となりました。

書類作成は、最新の様式をご利用ください。

変更箇所	注記表（法人） 様式第十七号の二 （第四条、第十条、第十九条の四関係）	「17—3 国際最低課税額に対する法人税等」を新設
	注記表（法人） 記載要領	「17—3 国際最低課税額に対する法人税等」を追加

国際最低課税額に対する法人税

<グローバル・ミニマム課税制度>

多国籍企業の税負担の公平性を確保する国際的な枠組み

<対象企業>

多国籍企業グループ全体の連結売上高 7 億 5,000 万ユーロ（約 1,000 億円）以上の企業
（中小企業や国内のみで事業を展開する企業は対象外）

※「国際最低課税額に対する法人税」の詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。

【[各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関するQ&A](#)】

【[グローバル・ミニマム課税関係](#)】など

弊社でご提供している【経審書類作成システム（Excel）】は、上記の変更に
対応しておりますのでぜひご活用ください。

[こちら](#)からもダウンロード可能です（無料）。

旧様式にて作成済の場合はそのままご提出いただけます。次回以降、新様式をご使用ください。

